

2022年04月28日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 孫 樹斌 印

〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609 (送達場所)

電 話 080-4658-1518

原 告 孫 樹斌(そん じゅひん)

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 日本国

上記代表者法務大臣 古川 禎久(ふるかわ よしひさ)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告 東京都

上記代表者東京都知事 小池 百合子(こいけ ゆりこ)

〒135-8383 東京都江東区東陽町4丁目11番28号

被 告 東京都江東区

上記代表者江東区長 山崎 孝明(やまざき たかあき)

公務員不作為・職権濫用・人権侵犯事件 賠償請求の金額 (算定不能)

略称表記

略称は 本文に 全て太い字で 記述すること。

第1 日本国の法律

憲法 日本国憲法(昭和二十一年憲法)

刑法 刑法 (明治四十年法律第四十五号)

刑訴法 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

刑事補償法 刑事補償法 (昭和二十五年法律第一号)

民法 民法 (明治二十九年法律第八十九号)

民訴法 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)

個人情報保護法 情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)

入管法 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)

国税徵収法 国税徴収法 (昭和三十四年法律第百四十七号)

国税通則法 国税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号)

地方税法 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

裁判所法 裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号)

裁弾法 裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)

公務員法 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)

公務員論理法 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)

警察法 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)

警察職務法 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)

行審法 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)

国賠法 国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)

 職業安定法 職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)

派遣法 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関

する法律(昭和六十年法律第八十八号)

公益通報法 公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)

生活保護法 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)

自転車駐車法 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に

関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)

第2 省令、条例(規則)

公務員論理規則 国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号)

警察論理規則 警察職員の職務倫理及び服務に関する規則(平成十二年

国家公安委員会規則第一号)

犯罪捜査規範 犯罪捜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第二号)

人権侵犯調査規程 人権侵犯事件調査処理規程(平成16年法務省訓令第2

号)

人権侵犯調査細則 人権侵犯事件調査処理細則(平成16年3月26日付け

法務省権調第200号人権擁護局長通達)

人権相談規程 人権相談取扱規程 (昭和59年8月31日法務省訓令第

3号)

江東区自転車条例 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関す

る条例

第3 参考文献

斎藤・行訴実務 斎藤 浩『行政訴訟の実務と理論』[第2版](三省堂、

2019年)

野村・行訴入門 野村 創『事例に学ぶ行政事件訴訟入門』[第2版](民事法研究会、2021年)

東弁・権利濫用 東京弁護士会 二一会研究部『裁判例の要点からつかむ 「権利濫用」の主張立証』 (第一法規、2021年)

前田・刑法250 前田 雅英『最新重要判例250 刑法第12版』(弘 文堂、2020年)

東弁・外国人相談 第一東京弁護士会人権擁護委員会国際人権部会『外国人 法律相談 Q&A』[第四次改訂版](ぎょうせい 2019 年)

後藤・人権救済 後藤 光男『人権保障と行政救済法』 (成文堂、2010 年)

小川・日本停滞 小川 一夫『日本経済の長期停滞』(日本経済新聞出版、 2020 年)

石見・日本衰退 石見 徹『日本経済衰退の構図』(東京大学出版会、 2021年)

小林・コロナ経済学 小林慶一郎『コロナ危機の経済学提言と分析』(日本経済新聞出版、2020年)

ジェイ・企業戦略 ジェイ B. バーニー『企業戦略論』(ダイヤモンド社、 2021 年)

ヤン・真実瞬間 ヤン・カールソン『真実の瞬間』(ダイヤモンド社、 1991 年)

第4 その他

1 ウエブサイト

人事院ホームページ https://www.jinji.go.jp/

法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/

裁判所ホームページ https://www.courts.go.jp/

警察庁ホームページ https://www.npa.go.jp/

江東区ホームページ https://www.city.koto.lg.jp

日本弁護士連合会 https://www.nichibenren.or.jp/

e-Gov 法令検索 https://elaws.e-gov.go.jp/

2 事件資料公開サイト

事件公開サイト (録音ダウンロード可能)

https://human-rights-and-constitution.github.io/

原告のツイッター https://twitter.com/sunshubin_japan

請求の趣旨

第1 主位の請求(処分の取消)

1 日本国

(1) 国税庁江東東税務署

ア 日本国は 納税猶予許可済みの国税の差押・充当など決定を取消する。

イ 日本国は その国家公務員らをして、原告が受ける職権濫用に対する慰 謝料は金100万円を支払え。

2 東京都

(1) 深川警察署

ア 東京都は その警察官らをして、原告が受ける誤認逮捕、暴行、精神的 損害に対する慰謝料は金2000万円を支払え。

イ 深川警察署は 事件取調べ・書類送検及び関連資料の写しと誤認逮捕、 暴行、精神的損害の謝罪書を原告と中華人民共和国駐日本大使館領事部に提出する。

ウ 深川警察署は 原告の個人情報を削除すること。

(2) 四谷警察署

ア 東京都は その警察官らをして、原告が受ける 11 時間の取調べ、及び 精神的損害に対する慰謝料は金100万円を支払え。

イ 四谷警察署は 事件取調べ及び関連資料の写しと「任意捜査として許容 される限度を超えている」の謝罪書を原告と中華人民共和国駐日本大使館領事部に 提出する。

ウ 深川警察署は 原告の個人情報を削除する。

(3) 高輪警察署

ア 東京都は 2016 年ネクサステクノロジー株式会社虚偽告訴事件について その警察官らをして、原告が受ける取調べ、警察官不作為後の事件拡大の社会の名誉毀損、及び精神的損害に対する慰謝料は金1千万円を支払え。

イ 高輪警察署は 事件取調べ及び関連資料の写しと不作為行為の謝罪書を 原告と中華人民共和国駐日本大使館領事部に提出する。

- ウ 高輪警察署は 原告の個人情報を削除する。
- (3) 総務局総務部法務課
 - ア (予備) 行政審査の却下を取消する。
 - イ (予備)

3 江東区

(1) 区民部納税課

ア 江東区は 納税課の地方税金差押・充当など決定を取消すること

イ 江東区は その公務員らをして、原告が受ける虚偽告訴・警察暴行の精神的損害に対する慰謝料は金2000万円を支払え。

(2) 土木部交通対策課

ア 江東区は 原告の自転車(或いは自転車代金17230円)を返還する。

イ 江東区は その自転車撤去事業の合法性を再検討して、原告が受ける生活費用の増加、毎週2時間の無駄に対する慰謝料は金30万円を支払え。

4 本件の訴訟費用は被告たちの負担とする。

第2予備の請求(公務員不作為の違法確認)

1 日本国

(1) 人事院

ア 日本国は 原告の通報事件、その国家公務員の不作為を調査して、刑法に抵触する公務員は 書類送検で告発する。

イ 日本国は その国家公務員らをして、原告が受ける精神的損害に対する 慰謝料は金300万円を支払え。

(2) 法務省大臣官房

ア 日本国は 原告の通報事件、その国家公務員の不作為を調査して、刑法に抵触する公務員は 書類送検で告発する。

イ 日本国は その国家公務員らをして、原告が受ける精神的損害に対する 慰謝料は金300万円を支払え。

(3) 法務省東京法務局人権擁護部

ア 日本国は 原告の通報事件、その数名の国家公務員の不作為を調査して、 刑法に抵触する公務員は 書類送検で告発する。

イ 日本国は その国家公務員らをして、原告が受ける精神的損害に対する 慰謝料は金600万円を支払え。

(4) 東京労働局

ア 日本国は 原告の 2016 年 6 月の通報事件について 上野労働基準監督署の取調べ資料を再度 検察して 会社の違法行為を処分して 書類送検で告発する。

2 東京都

(1) 警視庁

ア 警視庁は 原告の通報事件について、江東区長の公務員職権濫用を調査して、書類送検で告発する。

3 江東区

(1) 総務課

ア 江東区は 原告の通報事件について、江東区総務課の相談公務員の事件 不受理理由を調査して、書類送検で告発する。

イ 江東区は その不作為公務員らをして、 原告が受ける精神的損害に対 する慰謝料は金180万円を支払え。 4 本件の訴訟費用は被告たちの負担とする。

第3 仮執行宣言

との判決を求める。

請求の原因

第1事件経緯(事件1)

1 地方税金差押・充当

江東区納税課は、令和3年10月28日、事前調査なし、事前催告連絡なし、原告の三菱UFJ銀行口座を差押え、原告のクレジットカード返済は失敗になった。

【甲3の1】

2 虚偽告訴・人権侵犯

2021年12月16日(木)、原告は 江東区区役所5階の納税課へ 個人の三菱UFJ銀行口座の差押えの件について 相談したが 納税課の公務員の【国税 徴収法】と【個人情報保護法】の違反の事実を発見した。

原告は 複数銀行口座がある、2021年10月の時、この中で20万円以上預金の口座もある。給料専用の三菱UFJ銀行口座に残る金額は4万円だけだ。江東区納税課の差押調査は原告の個人情報を不正な取得した。2021年12月16日相談の時 銀行へ税務調査依頼の記録を提出しない、当日面談の時 「差押調査がない」を口頭承認した。

【江東区役所監視カメラあり】【録音あり】

2021年12月17日(金)、原告は 江東区区役所5階の納税課へ 納税 課の違法事実を告訴したが A公務員は 公然 無事実に 「あなたは 私を2回 殴りました」を話しました。原告は すぐ大きい声で反駁した。当時 課長青山陽 一は B公務員へ行って「今回 気を付けて!」を話した。

【江東区役所監視カメラあり】【録音あり】

2021年12月20日(月)、原告は 江東区区役所へ 行って 区長に告訴状を提出する。2階22番広報広聴課に確認し、4階の5番窓口の二人公務員と2時間30分ほど相談した。その時 5階の納税課課長青山陽一と納税課の三名公務員は ずっと 4階の私たちのそばに 立って 何の公務をやりません。結局、告

訴状は受理しません。

【甲4の1】

原告はあと 4階1番の人権推進課公務員と30分ほど相談したら、区長室の場所を確認して 区長室へ行った。けれども 4名の公務員は 通路で邪魔したが原告は個人携帯で 110番へ通報した。B公務員は、令和3年12月17日の事前プランにより、110番警察官に【刑法第百七十二条(虚偽告訴)】をやった。警察官は なにも確認しなくて 【刑事訴訟法第二百十二条(現行犯人)】の四つ要件は全て満たされていない場合、原告を現行犯として逮捕されました。

【甲4の2】【甲4の3】【甲4の4】

3 警察の"絞め技"暴行

絞め技(しめわざ)とは、格闘技で、人間の首を絞めて相手を屈伏、失神させる技である。窒息死させる技のこと。頚動脈洞を圧迫されて失神した者は絞めるのを止めるとすぐに脳への血流が再開するため問題はないが、気管を圧迫されて失神した者は放置しておくと危険なため、直ぐに蘇生のため応急処置が必要である。

2020年5月25日アメリカの黒人男性が白人警官にひざで首を組み敷かれた末に死亡する事件があり。

原告も2021年12月20日に2回を経験した。幸せ、死亡しない。

第1回、江東区役所 4 階エレベーター前のロビーに巡査部長は 納税課職員の 虚偽告訴を受けったら 原告に「荷物を捜査します。」を話した。この時 4 階のロ ビーに 10 名以上の警察官がいる。原告は 「2 台のビデオ監視カメラの録画を調 査してください。」を答えた。突然、ある警察官は原告の後ろから 首を絞められ て数名の警察官は 原告のかばんと携帯などを奪われた。東京地方検察庁は当日深 川警察署警察官の暴行録画を確保しました。

【江東区役所監視カメラあり】【録音あり】

【刑法第百九十五条(特別公務員暴行陵虐)】

第2回、現行犯逮捕の取調べを終わったら 深川警察署の留置室に 原告は 3D写真を拒絶した。けれども4名男性警察官の暴行を受けった。再び 原告の後 ろから 首を絞められた。

【刑法第百九十五条(特別公務員暴行陵虐)】

4 書類送検

逮捕したら さらに 2 日留置し、7 日勾留になった。 2 0 2 1 年 1 2 月 2 7 日 検察官と 一緒に 2 0 2 1 年 1 2 月 2 0 日の区長室側のビデオ監視カメラの録画を 確認した。やっぱり【刑法第百七十二条 (虚偽告訴)】です。【刑事訴訟法第二 百十二条 (現行犯人)】四つ要件はいずれも満足しない。【刑法第九十五条 (公 務執行妨害及び職務強要)】と まったく関係ないだった。納税課の公務員たちは わざわざ 事前プランを用意して 納税課のグループ違法の事実を隠すために【刑 法第百七十二条 (虚偽告訴)】をやった。

【江東区役所監視カメラあり】

【録音 2021/12/16、2021/12/17、2022/12/20】

2022年01月06日(木)、江東区役所納税課は国税徴収法と地方税法 を違反して、差押換価資料を郵送した。

【甲3の5】

5 江東区長の職権濫用・人権侵犯

2022年01月13日(木)、江東区役所納税課へ1時間ぐらい 自首を勧告して、残念ですが まだ 反省しない。当日に 江東区長への請願・陳情メールを第1回送信した。

【録音あり】【甲3の6】

2022年01月17日(月)、深川警察署へ 江東区役所公務員の【刑法 第百七十二条(虚偽告訴)】の刑事告訴状を提出し、事件の担当警察官がいない 理由で受理できない。

【甲4の5】

2022年01月18日(火)、深川警察署の事件の担当警察官は 電話で返信した。なにも事件詳細を説明しない、「検察官へ確認してください。」を話した。

【録音あり】

2022年01月25日(火)、江東区役所納税課から 返信をもらった。

【甲3の7】

2022年02月01日(火)、三菱UFJ銀行から クレジットカード利用可能枠変更通知はがきをもらった。

【甲1の2】

2022年02月14日(月)、江東区長への請願・陳情メールを第2回送信した。

【甲3の8】

2022年02月24日(木)、江東区役所納税課から 返信をもらった。

【甲3の9】

2022年02月28日(月)、江東区都民税滞納処分警告書をもらった。

【甲3の12】

2022年03月03日(木)、江東区長への請願・陳情メールを第3回送信した。

【甲3の10】

2022年03月10日(木)、江東区役所納税課から 返信をもらった。

【甲3の11】

6 日本の人権擁護

2022年02月16日(水)、法務省人権擁護局ホームページで人権侵犯

被害申告(江東区長)を送信した。

【甲5の1】

2022年02月24日(木)、法務省東京法務局人権擁護部第二課から 返信をもらった。

【甲5の2】

翌日、2022年02月25日(金)、法務省東京法務局へ人権擁護部第二課と相談して 事件経緯を説明した。

【録音あり】

2022年03月08日(火)、法務省人権擁護局ホームページで人権侵犯 被害申告(深川警察署長)を送信した。

【甲5の3】

2022年03月09日(水)、法務省東京法務局へ 人権擁護部第二課長、他2名国家公務員と 第2回 相談した。当日 結論なし。

【録音あり】

2022年03月10日(木)、法務省東京法務局へ 人権擁護部第二課長、他2名国家公務員と 第3回 相談した。当日 受理できない。さらに 110番 へ通報して 【刑法第百九十三条(公務員職権濫用)】で 違法者を保護するために 四谷警察署の警察官に【刑法第百七十二条(虚偽告訴)】をやった。

【録音あり】

7 日本の公益通報

2022年03月08日(火)、法務省大臣官房 公益通報 通報・相談窓口 外部通報の通報書(江東区長、深川警察署長)をメールで送信した。

【甲6の1】【甲6の2】

2022年03月10日(木)、法務省大臣官房 公益通報 通報・相談窓口 へ 内部通報(法務省東京法務局人権擁護部第二課)のメールで送信した。

【甲6の5】

2022年03月11日(金)、法務省大臣官房人事課長から 返信した。 結論は すべて 不受理だ。

【甲6の3】【甲6の4】

2022年03月18日(金)、法務省大臣官房 公益通報 通報・相談窓口 法務省大臣官房人事課長の【刑法第百九十三条(公務員職権濫用)】で 違 法者を保護する事実を通報した。

【甲6の6】

8 人事院国家公務員論理審査会事務局

2022年03月22日(火)、人事院公務員論理ホットラインへ 法務省 大臣官房人事課長、法務省東京法務局人権擁護部第二課長など数名国家公務員の不 作為・公務員職権濫用を通報した。

【甲7の1】

2022年03月23日(水)、人事院国家公務員論理審査会事務局長から 返信した。結論は 不受理だった。

【甲7の1】

9 東京都行政審査

2022年02月24日(木)、東京都総務局総務部に審査請求書(江東区税金差押・充当事件)を提出した。

【甲8の1】

2022年03月25日(金)、東京都総務局総務部法務課から 返信した。 結果は 却下だ。

【甲8の2】

(予備、検討中)

第2 江東区役所の税金差押・充当事件(事件1:基本事件)

- 1 地方税差押・充当の合法性
 - (1) なぜ 納税猶予を手続きできない?

2021年5月25日 江東区納税課と相談する時 原告の主張は まず 納税猶予を申込し、半年以上の生活費を確保したら 全額納税する。毎月5万円ず つ納付は合意しない。

【甲3の3】【甲3の7】

(2) なぜ 原告の銀行口座をどのルートから 不正取得したか?

【個人情報保護法第十六条(利用目的による制限)】により 個人情報の取得は 通常 個人の同意が必要である。

【個人情報保護法第十七条(適正な取得)】により 個人情報取扱事業者は、 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

【個人情報保護法第十八条(取得に際しての利用目的の通知等)】により個人情報を取得した場合は、速やかに、その利用目的を、本人に通知する。

原告は 積極的な 確定申告を提出した、個人経済状況により 納税猶予手続きを相談した。いままで 江東区公務員は 原告の銀行口座など個人情報提出・取得の通知を確認しない。

実際 安定の就職の場合 国税・都民税の金額は 給料より 少ないだと思う。

下記の資料により 江東区役所の【個人情報保護法】の違反行為は もう数年になった。

(資料:https://pipitling.jp/cases/detail/611) により抜粋

江東区区民部 納税課長の青山陽一 氏は

「ここ数年で徴収率が高止まりになってきましたので、そこをさらに改善す

るために財産調査に着目しました。ところが、預貯金調査で約 10 万件、生命保険 契約調査で 7 万 8 千件の膨大な調査をほぼ手作業で郵送によって行なっており、 これがかなり業務を圧迫しているのです」

「ここ 5 年で区の外国人は 1.6 倍に増えました。実は、外国人の推計滞納割合は日本人 1.4%に対して 6.6%と高くなっています。区民税の通知は、前年の 1 月から 12 月まで働いた分が翌年の 6 月に行われます。短期滞在の外国人の方は、納税通知を受け取ったあとすぐに本国に帰国してしまって、結果徴収できないケースが増えているからです。また、勤務先が短期間で頻繁に変わる方も多く、状況を把握しにくいこともあります」

江東区 区民部 納税課 徴収第二係 主事 木下裕介 氏 は

「処理する日や金融機関によっては、2 営業日くらいで返答が来ます。現在は電子照会の担当は1名で、だいたい1週間で返答が来るスパンで運用しています。 2020 年上期の預貯金照会の実績は郵送が 48,000 件に対して電子が約 2,200 件と、

10%に満たないため運用 負荷の増減は感じていませんが、圧倒的に回答が速いので対応の金融機関が増えて欲しいと感じています。実際、照会に数カ月経過していたら帰国されて徴収できなかったであろう、外国人の方の徴収もできて、効果を実感しています」

(3) 換価の猶予

2021年10月、原告の使用できる現金などは まとめて 30万円ぐらいです。毎月生活費などは まとめて15万円以上だ。

【国税徴収法第百五十一条(換価の猶予の要件等)】により その財産の換価を直ちにすることにより滞納者の生活の維持を支障できない。

【録音 2021/12/16】【甲3の4】

(4) 給与の差押禁止

【国税徴収法第七十六条(給与の差押禁止)】四により 原告の差押できる 金額が ない。

【録音 2021/12/16】 【甲 3 の 4 】

(5) 滞納処分の停止

【国税徴収法第百五十三条(滞納処分の停止の要件等)】第一項第二号により滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき滞納処分の執行を停止することができる。

2 江東区総務課の行政審査

2021年12月20日午後 江東区総務課職員と 3 時間半の対面面談でまだ 行政審査を受けません。

【江東区役所監視カメラあり】【録音 2021/12/20】

3 公務員の虚偽告訴

江東区役所通路に数台監視カメラを設置している。

2021年12月20日、原告は 110番へ通報したが、けれども、深川警察 署巡査部長など警察官は 原告となにも確認しなかった。

けれども 公務員の無事実の【刑法第百七十二条(虚偽告訴等)】を受けった。4 階フロントで 原告に絞め技を暴行した。原告は 大きい声で 「人権侵犯」を叫んだが たいへん 残念!

【江東区役所監視カメラあり】【録音 2021/12/20】

4 区長の職権濫用

(1) 差押取消の請求

2022年1月から 2022年3月まで 3回区長メールで 江東区長へ 区役所公務員の違法行為を報告した。

毎回は 江東区役所の2階22番広報広聴課へ行って 職員と 送信済みメールを確認し、関連資料を提出した。更に 「必ず このメールと資料を 区長に

渡ってください」を話した。

結論:江東区役所事件の責任者は 普通の公務員ではなくて 江東区区長だ。

【甲3の6】【甲3の7】

【甲3の8】【甲3の9】

【甲3の10】【甲3の11】

5 判例(権利濫用)

【東弁・権利濫用】P276、行政処分庁が 租税の滞納を理由として 滞納者の児童手当が入金される銀行口座を差し押さえた行為が権利濫用であるとされた事例

第3 東京都深川警察署の誤認逮捕(事件1:関連事件)

1 現行犯人というのは?

【刑訴法第二百十二条】の定義:現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった 者を現行犯人とする。

2021年12月20日、江東区役所で 原告は 違法行為がないだった。

【江東区役所監視カメラあり】【録音 2021/12/20】

現行犯人の四つ要件:

一 犯人として追呼されているとき。

警察官が来た時、原告は 現場にたっている。だれか 追呼されていることがない。

二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。

何もない。

三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。

何もない。

四 誰何されて逃走しようとするとき。

警察官が来た時、原告は 現場にたっている。

現行犯人の条件はいずれか不満足になれば なぜ 現行犯として 逮捕された。

警察官の真実な動機は 何ですか?

【甲4の2】

2 警察官の暴行行為の違法

【憲法第十一条】、【憲法第十三条】、【憲法第十四条】、【憲法第三十一条】、【憲法第三十四条】、【憲法第三十六条】、【刑法第百九十四条(特別公務員職権濫用)】、【第百九十五条(特別公務員暴行陵虐)】【警察法第三条(服務の宣誓の内容)】、【警察法第六十五条(現行犯人に関する職権行使)】、【犯罪捜査規範第三条(法令等の厳守)】、【犯罪捜査規範第四条(合理捜査)】、【犯罪捜査規範第六十三条(告訴、告発および自首の受理)】、【犯罪捜査規範第百十八条(逮捕権運用の慎重適正)】、【犯罪捜査規範第百二十六条(逮捕の際の注意)】、【警察官職務執行法第二条(質問)】、【警察官職務執行法第五条(犯罪の予防及び制止)】などは すべて 警察官の職権濫用・暴行陵虐行為を禁止された。

【甲4の5】【甲4の6】

3 なぜ 誤認逮捕のケースは多発?

朝日新聞の2022年03月21日ニュース「警視庁、ベトナム人男性を誤認逮捕 暴行容疑、防犯カメラ確認せず」

注目される内容は

「男性は当初から否認していたが、署は防犯カメラの映像を確認するなどの 捜査はしなかったという。」 第4 法務省東京法務局人権擁護部(事件1:関連事件)

1 不受理の合法性

【人権侵犯調査規程第2条(事件の調査及び処理の目的)】により 人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする、まず 人権侵犯の事実の有無を確かめる。その結果に基づき、事案に応じた適切な【人権侵犯調査規程第14条(人権侵犯の事実が認められる場合の措置)】(要請、説示、勧告、通告、告発)を講ずる。

今回 何も調査しなくて 当面 口頭で 直接 「不受理」を答えた。

今回申告のケースは 全て 公務員の職務執行に伴う人権侵犯事件だ、【人権侵犯調査規程第22条(特別事件の開始報告)】により 遅滞なくて 人権擁護局長及び監督法務局長にその旨を遅滞なく報告しなければならない。

【録音 2022/3/10】 【甲5の1】 【甲5の1】 【甲5の3】

【人権侵犯調査細則第2条(事件に関する帳簿の備付け)】により 事件簿 で 被害の申告を管理する。

【人権侵犯調査細則第7条(救済手続の開始)】により 被害の申告があったときは、速やかにこれを事件簿に登載して、救済手続を開始しなければならない。今回の通報は 事件簿に記録があるか?

【人権相談規程第6条(人権相談票)】人権相談を取り扱ったときは、法務省人権擁護局長(以下「人権擁護局長」という。) の定める様式による人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならない。

今回の通報は 人権相談票の記録があるか?

【人権相談規程第8条(官公署等への通報)】の対応がない。

【人権相談規程第11条(人権相談票の送付)】により 人権擁護委員は、

人権相談を処理したときは、遅滞なく人権相談票を管轄法務局長又は地方法務局長 に送付しなければならない。

2 不作為・虚偽告訴の動機

2022年3月10日、再度人権相談の結果は 全て 不受理の結論。 何回確認したら 不受理は 「部長の指示」をはなした。

13時ごろ 東京法務局人権擁護部第二課課長は 110番に通報した。

四谷警察署警察官に【刑法第百七十二条(虚偽告訴等)】をやった。

原告は 11時間以上の取り調べを受けた。翌日深夜1時半釈放した。

【甲4の7】

第5 東京都四谷警察署(事件1:関連事件)

【甲4の7】と通り 原告は 四谷警察署警察官に 11時間以上取調べられた。東京地方裁判所の【甲4の8】判例により 5時間の取り調べは「社会通念上、任意捜査として許される限度を超えている」と違法性を認める。

四谷警察署警察官の動機はなんだか?

【甲4の7】【甲4の8】

第6 法務省人事課(事件1:関連事件)

職権濫用

【法務省通報規則第3条(法務省公益通報総括責任者)】は大臣官房長とする。総括責任者は、法務省における公益通報等の対応、公益通報等の通報者及び相談者の保護、並びにその運用及び推進について、これを総括して監督するとともに、事項を掌理する。

原告の通報は記録がある?

【甲6の6】

【法務省通報規則第8条(法務本省公益通報窓口)】は大臣官房人事課長と

する。法務本省内部通報・準内部通報対応経過把握票の作成に関すること

【甲6の5】

【法務省通報規則第12条(外部通報事務取扱責任者)】は 大臣官房秘書課長とする。外部通報・準外部通報対応経過把握票の作成に関すること。

【甲6の1】【甲6の2】

【甲6の3】【甲6の4】

疑問:なぜ 大臣官房人事課長は 直接外部通報を却下したか?

第7 人事院(事件1:関連事件)

1 職権濫用

疑問:違法者を保護することは【公務員論理法第三条(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)】と【公務員論理規則第一条(倫理行動規準)】を違法しないか?

【甲7の1】

第8 国税庁城東東税務署の税金充当事件(事件2)

1 事件経緯

2021年5月、原告は 城東東税務署へ 納税猶予について 相談した。2 021年5月25日、国税納税の猶予許可通知書をもらった。

【甲9の1】

2022年4月5日、城東東税務署の国税還付金充当など通知書をもらった。

【甲9の2】

メモ:城東東税務署の国税還付金充当担当者 佐々木 聡

2 国税還付金充当の合法性

【国税徴収法第百五十三条(滞納処分の停止の要件等)】二 滞納処分の執行

等をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

【国税通則法第四十八条(納税の猶予の効果)】2 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押さえた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

【国税通則法第五十六条(還付)】第五十六条 国税局長、税務署長又は税関 長は、還付金又は国税に係る過誤納金(以下「還付金等」という。)があるときは、 遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第9 江東区役所の自転車撤去事件(事件3)

1 事件経緯

2021年5月25日午後2時半、一旦ドン・キホーテ亀戸へ行って買い物した。 自転車は 店舗前の歩道橋西側の段階下の一番奥に 駐輪した。この場所は何時でも 行人に 邪魔しません。

けれども 一時間後 自転車は 失った。

翌日 確認した。泥棒は 江東区役所自転車撤去事業の業務委託会社【シンティ警備】だった。

【甲10の1】

江東区役所ホームページで区長にメールを送信した。2021年6月10日返信した

【甲10の2】【甲10の3】

2021年6月23日 保管自転車引取通知書を届いた。

【甲10の4】

2 合法性

【憲法第二十九条】により財産権は、これを侵してはならない。

【甲10の5】

【民法第二百二条(本権の訴えとの関係)】により 放置自転車等の排除を自 転車等の所有者に請求することができる、しかし、無断で処分することは、法律上 禁止される。

【民法第百九十三条(盗品又は遺失物の回復)】により占有離脱物であるが、 元の所有者の所有権は失われない。被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二 年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

そこで,所有権を明示又は黙示に放棄してもらうことによって,処分ができるようにする必要がある。

したがって、【刑法第二百五十四条(遺失物等横領)】により 勝手に処分すれば占有離脱物横領罪となる。

【刑法第二百二十三条(強要)】により 勝手に国民の自転車を撤去して 1 台自転車4000円費用を告知して脅迫し、強要罪となる。

残念!江東区は【江東区自転車条例】を制定されたら 勝手に区民の自転車を 撤去し、処分するケースが頻発になった。実際、【江東区自転車条例】の一部内容 は 【憲法】、【民法】、【刑法】など上位法に抵触した。

形式的効力の原理(上位法は下位法を破る)により憲法を頂点に次のような体系となっている。憲法→法律→政令→省令→条例(規則)上位法は下位法に優先し、上位法に違反する下位法は無効となる。

【甲10の7】【甲10の8】【甲10の9】 ですから 江東区の自転車撤去・強要は 違法行為だと思う。

3 利益者はだれ?

亀戸駅近い臨時駐輪場は 夕方 ほとんどいっぱいの状況になった。最近8年間 改善がほとんどなかった。

なぜ 江東区は 自転車撤去事業を運営しているか?

江東区と関連のシンテイ警備会社の財務を審査したら ビジネスモデルを分析 し、すぐ分かるだと思う。今まだ疑問だ。

区民の税金で 区民の資産を奪う、さらに費用を強要する事業は 止めろ!

【甲10の6】

第10 予想される争点及び争点に関連する重要な事実

1 日本人は なぜ 信じられない?

最前線の従業員の十五秒間の接客態度が、企業の成功を左右する。その十五秒 を"真実の瞬間"という。

【ヤン・真実瞬間】

【憲法第十一条】「人権は、侵すことのできない永久の権利だ。」

【憲法第十四条】「法の下に平等で差別されない」

現実、外国人は 日本政府の公務員と相談する時、嘘を付けて 事件の不受理 ケースが多いだ。

2 政務

- (1) 日本の公務員は何時から 不作為になった? 原告の受けた事件は 最初2016年だった。
- (2) ネクサステクノロジー株式会社

【甲21の1】

2016年、ネクサステクノロジー株式会社社長徐 建平は 個人のある特別目的のために 高輪警察署に虚偽告訴を提出した。懲戒免職にさせた。

原告が数時間の取り調べを受けったら釈放した。

【甲21の2】【甲21の3】

原告は 上野労働基準監督署と相談したら 2016年6月の給料を請求した。 けれども 違法者は まだ 刑罰しなかった。

【警察法第二条(警察の責務)】により警察は犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

【労働基準法第百二条(労働基準監督官の権限)】により 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

警察官と労働基準監督官は どちらでも 違法者の虚偽告訴、懲戒免職の行為 を 検察庁に書類送検しなかった。

【甲21の4】【甲21の5】【甲21の6】

結局、日本で ブラック企業は 多くなっている。

- (3) 在留資格の審査不足は 労働市場を混乱させた
- (4) 株式会社トレックス

【甲23の1】

会社に未就職の社会人「劉 寧博(携帯電話080-5869-3901)」 に 在留資格の申込・更新の手続きをサポートした。 (約2016年)

(5) 未認可証の有料技能教育

社会人に 有料教育サービスの必要な認可証を取得しない、公開 イベント参加者を募集して 授業を行った。

(6) 一般社団法人中日人工知能協会

【甲27の1】

2017年~2018年間 毎週の週末で 様々なイベントを行った。

真実な知識共有ではなくて 他会社の社員情報を取得して、ある会社の人材採用にサポートすること。

【甲27の2】

3 労働市場

(1) ブラック企業グループは 日本の労働市場に 悪化させた たいへん怖いことだ。

(2) 一般社団法人華人 IT 企業信用協会

【甲11の1】

数百の派遣業界のブラック企業グループだ。

【甲11の2】

注目の違法行為は運営している WeChat のグループに技術者ブラックリストを 共有している。

ある会社は低い給料で社員を留用する、或いは 個人事業主として自社だけ 業務委託など目的ために 無事実の理由で 協会の技術者ブラックリストに 技術 者の名前、理由などを記入した。技術者の転職は たいへん難しくなった。

この行為は グループ犯罪だと思う。

原告も被害者だ。

(3) 株式会社多言語システム研究所

【甲12の1】

一般社団法人華人 IT 企業信用協会の発起会社だ。

ホームページ公開情報により 未認可証の事業は多数だと思う。

(4) 株式会社天時情報システム

代表取締役社長 武藤 理恵(元中国語名前 時 紅)

【甲13の1】

社員を退職したら 在留資格更新用資料をサポートした。業務委託になった。

【甲13の2】【甲13の4】【甲13の6】

【入管法】を違反すること。さらに 一般社団法人華人 IT 企業信用協会のグループに 技術者の名誉毀損噂を話した。

【甲13の5】【甲13の7】【甲13の8】【甲13の9】【甲20の2】

(5) 株式会社ステッピングストーンズ

代表取締役 吉永叡 (元中国語名前 張 建睿)

【甲14の1】

違法のケースは様々だ。

社員を解雇したら 最後出勤月の給料を未支払う。

社長は 株式会社天時情報システムの人事責任者と顧問(康 凱)と協力して 天時情報の社員個人情報(例:李 海生、姚志雄、謝祖界、刘明露)を不正な取得 したら 採用した。このようなたいへん悪いことをやったら 他人の名誉で 一般 社団法人華人 IT 企業信用協会のグループに 他人の名誉毀損噂を話した。

(6) スマカン株式会社(旧会社名:株式会社日進サイエンティア)

【甲15の1】

原告は ずっと 業界に一般社団法人華人 IT 企業信用協会の違法事実を公開 している。

スマカン株式会社は 一般社団法人華人 IT 企業信用協会にサポートするために WeChat 運営会社に原告を虚偽告訴した。

スマカン株式会社は多い在日外国人個人事業主に業務委託を契約した。

未開業の個人事業主の在日外国人が 入管局に提出した在留資格更新用の会社 雇用契約書の合法性は 疑問だと思う。

(7) NeoX 株式会社

【甲16の1】

原告は ずっと 業界に一般社団法人華人 IT 企業信用協会の違法事実を公開 している。

NeoX 株式会社は 一般社団法人華人 IT 企業信用協会にサポートするために何回 WeChat 運営会社に原告を虚偽告訴した。

【甲16の2】

(8) 株式会社 スカイテック

【甲17の1】

株式会社 スカイテックのビジネス詐欺事件は 朝日新聞に公開された。

けれども 日本大手 IT 会社は まだ このような悪い会社と業務を続きている。ほんとうに大丈夫だ?

【甲17の2】

まだ 無認可証で 有料技能教育を授業している。

【甲17の3】

(9) 株式会社 NAP

【甲18の1】

株式会社NAPは多い在日外国人個人事業主に業務委託を契約した。

(10) 株式会社東来

【甲19の1】

融資の資金は疑問だと思う。資金洗浄?

(11) ベリーベスト法律事務所

【甲20の1】

弁護士は 事件経緯を調査しなく 原告にメールで 警告した。 効果は 株式会社天時情報システムの違法行為にサポートする。

【弁護士法第一条(弁護士の使命)】により 弁護士は、基本的人権を擁護し、 社会正義を実現することを使命とする。弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその 職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

残念!弁護士でも やっぱり 金銭は 法律より 第一だ!

【甲20の2】【甲20の3】【甲20の4】

- (12) 試用期間のリストラ・契約社員は 優秀な人材を外国に流出させた 現実だ!
- (13) グローブネット株式会社

【甲26の1】【甲26の1】

このグループの大連会社社員数は 通常 200名~250名だと思う。

業務は 日本企業のオフショア開発だけだ。

社員の契約期間は 5年だ。

2016年入社した社員番号は DJB3**だ。

2020年年初の入社した社員番号は D1023*だ。

2016年から 2020年まで 5年間 1000名技術者を採用したが 社員数はまだ増加しない。平均社員異動数は200名だ。

日本企業の業務はほんとうに大丈夫だ?

日本の法律は 中間搾取を禁止だと思う。

日本側に禁止されることはもちろん中国側も禁止になる。

【甲26の3】

(14) 転職エージェントの詐欺

(予備、証拠準備中)

(15) 株式会社レバレッジ

【甲 X の X】

(予備、証拠準備中)

(16) 株式会社リクルート

【甲 X の X】

(予備、証拠準備中)

(17) 他多数

【甲 X の X】

(予備、証拠準備中)

4 業界

- (1) 多重派遣・偽装請負・多重下請けは IT 業界の信用を崩壊させた (予備)
- (2) 株式会社 穎光社

多重派遣の会社だ。

【甲24の1】【甲24の2】【甲24の3】

(3) イーテクノロジー株式会社

多重派遣の上位会社。

東京 IT 業界に一番 悪い評価の会社だ。

【甲25の1】

- (4) 日本大手 IT 企業は ビジネス詐欺企業とビジネスパートナーになった (予備)
- (5) アイテックジャパン株式会社

【甲22の1】

原告は2016年7月から 日立現場にみずほ銀行外為プロジェクトを参画した。 業務推進するために 日立現場リーダーたちに開発プロセス改善を提案した。 さらに 提案により アイテックジャパン社内チームの一回作業の生産性データを 公開した。三分の二残業を減少し、バッグ数は 他会社の十分の一になった。

提案を採用したら現場に数百人を増加し、プロセスを改善した。

もともとは みずほ銀行の予定と通り 納品可能になる。けれども 納品日の 一カ月前に解雇した。

結局、「このプロジェクトは 半年以上の延期になった」を聞いた。

結論

上記のとおりであるから、公務員職権濫用の処分決定は、すべて 取消を請求 する。日本国は 本訴状証拠の各通報により きちんと調査して 刑法に抵触する 事件を書類送検・刑罰し 政務改善を請求する。

附属書類

1 訴状副本 1 通

2 証拠説明書 1通

3 甲号証 (写し) 各1通